

平成 2 1 年 9 月 3 0 日 裁 決

主 文

〇〇社会保険事務所長が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、同〇年〇月から同〇年〇月までの期間についてした、後記第 2 の 5 記載の原処分は、これを取り消す。

理 由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日（受付）、〇〇社会保険事務所長（以下「〇〇事務所長」という。）に対し、平成〇年〇月から同〇年〇月までの期間（以下「本件係争期間①」という。）について請求人が保険料の全額の納付を要しないものとする（以下、これを保険料の「全額免除」という。）旨の処分を申請した。
- 2 〇〇事務所長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件係争期間①の保険料の全額免除に係る上記申請は、法令の定めた基準に該当しないためとして、これを却下する旨の処分をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。
- 4 請求人が、生活保護法による生活扶助を平成〇年〇月〇日から受ける

こととなったことを受け、〇〇事務所長は、請求人が国民年金法（以下「法」という。）第 89 条第 2 号に該当するに至ったとして、同年〇月〇日付で、同年〇月から〇月までの期間について保険料の全額の納付を要しないものとする（以下、これを保険料の「法定免除」という。）旨の処分をしたが、同〇年〇月から同〇年〇月までの期間（以下「本件係争期間②」という。）の保険料については、前記 2 の処分を維持している。

- 5 本件において審理の対象となる処分は、前記 2 の処分が前記 4 の処分によって一部変更されたもの（以下、これを「原処分」という。）である。

第 3 問題点

前記第 2 の 4 に記載した法定免除については当事者間に争いはないものと認められるから、本件の問題点は、本件係争期間②の保険料について、法その他の関係法令に定める免除基準及び後記第 5 の 2 の (1) のいわゆる特例免除基準に照らし、請求人に全額免除を認めることが妥当かどうかということである。

第 4 審査資料

「(略)」

第 5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 法第 90 条第 1 項第 5 号は、「保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由」が認められるときは、全額免除が認められるとしているが、上記厚生労働省令である国民年金法施行規則第 77 条の 7 第 2 号は、「法第 90 条第 1 項・・・に規定する申請のあった日の属する年度又はその前年度において、失業により保険料を納付することが困難と認められるとき」と規定している。前記 1 の (2) に記載したとおり、請求人は平成〇年〇月

○日に失業しているから、○○事務所長が請求人の所得額を審査の対象としなかったのは適切な措置である。

- (2) 法第88条第2項は、被保険者のみでなく、その者が属する世帯の世帯主も被保険者と連帯してその保険料を納付する義務を負い、そして、法第90条第1項は、保険料免除の申請者（第1号被保険者）だけではなく、それが属する世帯の世帯主についてもそれぞれの免除基準を満たすことを要するものとしているところ、本件においては、○○事務所長はAを請求人が属する世帯の世帯主として、法第90条第1項各号の免除基準に照らして審査した。
- (3) 関係法令上、前記(2)の世帯主の定義は置かれていないが、基本的には住民基本台帳上の「世帯主」とみてよい。しかし、世帯主に保険料の連帯納付義務を認めた趣旨からして、それは「主として世帯の生計を維持している者であって、国民年金の保険料の連帯納付義務を負う者として社会通念上妥当と認められる者」(昭和35年6月13日年発第200号厚生省年金局長通知)と解されることから、必ずしも名目上の世帯主にとらわれる必要はない。この点を本件についてみると、前記1の(1)及び(5)で認定したとおり、Aは請求人からの介護を受けるような状況にあって、その所得額は○○○万円余に過ぎず、一方、請求人は、前記1の(2)、(4)及び(5)を総合すると、同○年○月○日の離職後、Aの介護のために○○市に帰省することが全くなかったとまではいえないが、その生活の主たる本拠を○○内に置き、資金もなく、住む所にも不自由しながら何とかしのいできたが、いよいよ生活困窮の限界に達し、同○年○月○日から生活保護を受けるに至ったとみるのが相当であるから、単に住民票の記載だけにより形式的にAを請求人が属する世帯の世帯主とみることは相当ではなく、請求人は、本件係争期間②中、Aと住民票上の住所を同一としていたが、実質的には

別の単身世帯を形成しているとみるのが妥当である。そうすると、Aを請求人が属する世帯の世帯主とみるのは相当とはいえない。

- (4) 以上により、請求人には、前記法令の規定に基づき、本件係争期間②の保険料につき、全額免除が承認されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。